

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について
(5号機 原子炉自動停止用地震加速度設定値の変更)

平成 20 年 9 月 1 日

本日、原子炉等規制法(※1)に基づき、国に保安規定(※2)の変更認可申請を行いました。
今後、国による審査を受けてまいります。

【申請の概要】

5号機第3回定期検査で実施する原子炉自動停止用地震加速度設定値の変更に伴い、その値が規定されている保安規定の条文を変更します。

<変更内容>

地震加速度計 設置場所 (カッコ内は検出種別)	設定値	
	変更前	変更後
① 原子炉建屋 地下2階床 (水平方向)	150ガル以下	120ガル以下
② 原子炉建屋 地下2階床 (鉛直方向)	150ガル以下	100ガル以下

なお、①については静岡県からの要請に応じて120ガルに変更するものです。

(要請事項およびその回答については [こちら](#)を参照。

当該設定値の変更は、要請事項4に該当します。)

また、それに併せてその他の地震計の設定値変更についても検討を行い、②について設定値の変更を行うこととしました。

※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以 上